

# 所得の申告はお早めに!

3月15日(木)まで、住民税・国民健康保険税及び所得税の申告相談を行っています。

この申告は、平成30年度の町県民税・国民健康保険税の賦課資料となるほか、介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の算定や福祉・医療などの各種サービス利用時の基礎資料になります。

申告が必要な方は、日程や必要書類などを確認の上、申告期間内に申告を済ませてください。  
(詳しくは、広報かがみの1月号8・9ページをご覧ください)

	受付時間	申告相談開始時間
午前の部	午前8:00～11:30	午前9:00～
午後の部	午前8:00～午後4:00	午後1:00～

月日	曜日	対象地区	会場
3月1日	木	大町・岩屋・越畑	香北公民館(0868-56-0351)
3月2日	金	寺和田・香々美	香南公民館(0868-56-0327)
3月5日	月	市場・公保田・沢田・沖	
3月6日	火	申告相談はありません	
3月7日	水	真加部・寺元	中央公民館(0868-54-0573)
3月8日	木	宗枝・古川	
3月9日	金	布原・吉原	
3月11日	日	町内全域	
3月12日	月	和田・貞永寺・竹田	
3月13日	火	土居・瀬戸・円宗寺	
3月14日	水	高山・河本・原	
3月15日	木	薪森原・下原	

※各相談日ごとに対象地区を決めていますが、都合がつかない場合は別の日にお越しください。

※午前の受付について、受付人数が多く、午後の開始時間に支障が出ると判断した場合には、予定時間を繰り上げて終了する場合があります。

※申告相談は受付順にお呼びしますが、お呼びした際、会場におられない場合は改めて受付名簿にご記入をお願いいたします。

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 税務係 電話(0868)54-2985

## 軽自動車の登録変更(廃車など)の手続きをお忘れなく!

軽自動車税の納税義務者は、4月1日現在で車両を所有している方です。車両の解体や譲渡をしても、廃車、名義変更などの登録変更の手続きを行わないと、翌年度以降も引き続き課税されます。

また県外で廃車、住所変更、名義変更などの登録変更をしたときは、鏡野町での翌年度以降の課税を止めるための税申告(税止め手続き)が必要です。

該当の方は、3月31日までに変更手続きを行ってください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



車種	手続きの窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用含む)	鏡野町住民税務課 税務係 鏡野町竹田 660	(0868)54-2985 (午前8時30分～午後5時15分)
軽二輪(126cc～250cc) 二輪小型自動車(251cc以上)	中国運輸局 岡山運輸支局 岡山市北区富吉 5301-5	(050)5540-2072 (午前8時45分～11時45分、午後1時～4時)
軽自動車(乗用・貨物)	軽自動車検査協会 岡山事務所 岡山市北区久米 177-3	(050)3816-3084 (午前8時45分～11時45分、午後1時～4時)

お問い合わせ先 鏡野町住民税務課 税務係 電話(0868)54-2985(直通) FAX(0868)54-3940(直通)